

行政手続制度の運用に係る調査票
申請に対する処分(土木部)

No.	許認可等に係る事務	根拠法令	根拠条項	審査基準の設定状況		標準処理期間の設定状況		所管課	申請受付窓口	連絡先	備考
				未設定理由		未設定理由					
1	道路工事の施行承認	道路法	24			事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。		道路管理課	道路管理課	道路管理課 管理係 0246(22)7494	
2	道路占用の許可	道路法	32-2			事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。		道路管理課	道路管理課	道路管理課 管理係 0246(22)7494	
3	準用河川の河川管理者以外の者の施行する工事等の承認	河川法	20		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。		河川課	河川課	河川課 計画係 0246(22)7492	
4	準用河川の流水の占用の許可	河川法	23		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。		河川課	河川課	河川課 計画係 0246(22)7492	
5	準用河川の土地の占用の許可	河川法	24		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。		河川課	河川課	河川課 計画係 0246(22)7492	
6	準用河川の河川区域内の土地における土石等の採取の許可	河川法	25		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。		河川課	河川課	河川課 計画係 0246(22)7492	
7	準用河川の河川区域内の土地における工作物の新築、改築又は除去の許可	河川法	26-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。		河川課	河川課	河川課 計画係 0246(22)7492	
8	準用河川の河川区域内の土地における土地の掘削等の許可	河川法	27-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。		河川課	河川課	河川課 計画係 0246(22)7492	

行政手続制度の運用に係る調査票
申請に対する処分(土木部)

No.	許認可等に係る事務	根拠法令	根拠条項	審査基準の設定状況	標準処理期間の設定状況	所管課	申請受付窓口	連絡先	備考
				未設定理由	未設定理由				
9	準用河川の流水の占有の許可占有等の許可に基づく権利の譲渡の承認	河川法	34-1	法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	河川課	河川課	河川課 計画係 0246(22)7492	
10	公営住宅への入居決定	公営住宅法	25-1		事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	住宅課	住宅課	住宅課 入退居係 0246(22)7497	